

平成 25 年 7 月 31 日
学 長 裁 定
令和 4 年 2 月 21 日 改正

「学位授与証明」の発行の取扱いに関する申合せ

本学修了生(卒業生を含む。)が学位記(卒業証書を含む。以下同じ。)を消失したことに伴う学位授与証明(卒業証明を含む。以下同じ。)の発行の取扱いについて、以下のとおり申し合わせるものとする。

1 申請事由の範囲

- (1) 自然災害等で罹災し学位記を消失した場合
- (2) (1)に準じると学長が認めた場合

2 証明対象期間

学位授与証明の発行は、原則として、学位を授与した後 30 年以内のものまでを対象とする。

3 学位授与証明の記載事項

- (1) 消失した学位記の様式に準じる。
- (2) 発行名義人は、現職の学長及び研究科長等の氏名を記載する。
- (3) 学位授与証明の発行日を記載する。

4 発行手数料

学位授与証明の発行手数料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第 16 条の規定にかかわらず、無償とする。

[参 考]

国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程 (抜粋)
(趣 旨)

第 1 条 国立大学法人群馬大学 (以下「本学」という。)における授業料その他の費用に関しては別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(卒業生等の証明書等発行手数料)

第 16 条 群馬大学を卒業若しくは修了した者、退学した者又は除籍された者の証明書等の発行手数料の額は、証明書等 1 通につき 400 円とし、発行の申請を受理するときに徴収するものとする。